

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和4年11月1日（火） 18：00～18：10
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：
 - （市） 行財政局長、給与課長、給与課担当係長3名、他2名
水道局副局長、経営企画課業務改革担当課長
交通局副局長、経営企画課業務改革担当課長
教育委員会事務局総務部長、教職員課長
 - （組合） 市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他10名
4. 議 題：2022年度給与改定要綱の提案
5. 発言内容：

（市）平素より皆さま方におかれましては、何かとご協力賜り、ありがとうございます。
本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思っております。

一 提案資料配布一

- ・令和4年度給与改定要綱（案）…別紙

それでは、お配りしました「令和4年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。
まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改正案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎としますが、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、高校卒初任給など最高で4,000円の引上げとし、概ね30歳台前半の職員が在職する号給まで引上げ改定を行います。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料に記載のとおり、行政職1級5号給、高校卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行152,500円のところ、改正案では156,500円とし、4,000円の改善を、1級13号給、短大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行163,400円のところ、改正案では167,000円とし、3,600円の改善を、1級25号給、大学卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行184,600円のところ、改正案では187,600円とし、3,000円の改善をしております。

また、会計年度任用職員につきましては、この度の給料表の改正に伴い、適用する級・号給に改定がある場合は、会計年度任用職員の給料及び報酬の改定を行うことといたします。

次に、「2. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和4年4月1日といたします。

なお、会計年度任用職員については、令和4年12月1日といたします。

期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましては、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。

以上でございます。

(組合) 年末手当の回答がまだ示されていない、制度要求課題も前進した回答がなく、8日の山場までに労使合意できるよう検討してもらいたい。会計年度任用職員の処遇改善については、給料表で一定改善されているが、さらに検討してもらいたい。本日晒された回答については持ち帰り協議する。